

# トーマツ チャイナ ニュース

## 中国の投資・会計・税務情報

Vol.143 October 2014

### Contents

#### 投資情報

企業情報公示システム、年度報告制度の法整備が大幅に進展

～企業情報公示暫定条例及び工商行政管理局規定が10月1日から施行～ ..... 2

#### 税務情報 Q&A

Q: 増値税改革の免税措置を受けるための必要書類及び免税措置の適用状況を教えてください

～国家税務総局公告 2014 年第 49 号の施行～ ..... 7

#### 会計情報

中国子会社における法定決算留意事項 ..... 9

中国業務に関する主なお問合せ先 ..... 13

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室  
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟  
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346  
E-Mail: [chinanews@tohatsu.co.jp](mailto:chinanews@tohatsu.co.jp)

## 投資情報

### 企業情報公示システム、年度報告制度の法整備が大幅に進展

#### ～企業情報公示暫定条例及び工商管理管理局規定が10月1日から施行～

改正会社法の施行により、従来の実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から、将来払込む予定の資本金総額、出資方式、出資期限等を定款に記載し登記する授権登録資本金制度に変更されています<sup>1</sup>。授権登録資本金制度の実施のため、国務院は「登録資本金登記制度の改革方案の印刷・公布に関する通知」(国発[2014]7号)を改正会社法と同じく2014年3月1日から施行しています。同通知で定める重要項目には、企業情報公示システムを通じた、市場信用情報に関する公示体系の構築及び年度報告公示制度の確立が含まれており、その後、改正会社法の関連規定が相次いで施行される中、既に全国企業信用情報公示システム(以下“企業情報公示システム”と表記)が稼働し、また従来の年度検査制度に代わる年度報告公示制度も開始しています。

今般、2014年8月7日付けで「企業情報公示暫定条例」(国務院令654号、以下“暫定条例”と表記)が公布され、2014年10月1日より施行されています。暫定条例の公布に伴い、工商管理管理局が企業情報公示制度に関する以下の補充通達を相次いで公布し、暫定条例と同日で施行しており、企業情報公示システム及び年度報告公示制度の法整備が一段と進展しています。

#### 【企業情報公示システム及び年度報告公示制度】

通達番号	公布日	通達名称
国務院令654号	2014年8月7日	企業情報公示暫定条例
工商管理管理局令67号	2014年8月19日	企業公示情報抜打ち暫定弁法
工商管理管理局令68号	2014年8月19日	企業経営異常リスト管理暫定弁法
工商管理管理局令71号	2014年8月19日	行政処罰情報公示暫定規定
工商外企字[2014]166号	2014年9月2日	暫定条例の貫徹・具体化に係る関連問題についての通知

#### 1. 企業情報公示システム

企業情報公示システムは、2014年3月1日から稼働しています。同サイトにアクセスすれば企業の経営範囲や登録資本が即時に検索や閲覧ができるなど、利便性が大幅に向上しています<sup>2</sup>。

その一方で、企業は企業情報公示システムを通じて、授権出資額や出資方式、出資期限、払込み状況、資産状況等の情報を対外的に公示しなければならず、その際、公示内容の真実性や合法性に責任を負うことが要求されています。工商管理管理局は、企業の年度報告に対して抜打ち検査を実施し、検査により真実の隠蔽や虚偽報告等を発見した場合には処罰すると共に、法定代表者や責任者等の情報を公安、財政、税関、税務等の関連等部門に通報するとしています。

<sup>1</sup> 授権登録資本金制度の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134(2014年1月号)」を参照のこと。

<sup>2</sup> 公示情報の内容、同サイトの検索手順、検索結果事例等は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.136(2014年3月号)」を参照のこと。

今回の補充通達の相次ぐ施行により、公示情報の内容、抜打ち検査の手法、公示を行わない場合の処罰等が更に明確化されています。

### (1) 公示情報

国務院令654号では、企業情報公示システムによる公示内容を工商行政管理部門による工商公示情報と企業自らが登録する企業公示情報に大別しています。

更に、企業公示情報を年度報告とその他の公示情報に大別し、各情報の公示内容と公示期限を以下の通りに定めています。企業は自らが登録する公示内容の真実性、即時性に責任を負うことが求められます<sup>3</sup>。

	年度報告	その他の公示情報
公示内容	<p>&lt;必須公示情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連絡住所、郵便番号、連絡先電話番号、電子メールアドレス等</li> <li>● 開業、休業、清算等の存続状態</li> <li>● 当該企業の投資により設立した企業、持分取得</li> <li>● 引受けた/払込んだ出資額、出資日時、出資方法等</li> <li>● 有限会社の出資者の出資持分譲渡等、出資持分変更</li> <li>● Web サイト及びネットワーク経営に従事する場合の、ネットショップの名称、アドレス等</li> </ul> <p>&lt;任意公示情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業の従業員数、資産総額、負債総額、対外提供した担保保証、所有者權益の合計、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引受けた/払込んだ出資額、出資日時、出資方法等</li> <li>● 有限会社の出資者の出資持分譲渡等、出資持分変更</li> <li>● 行政許可の取得、変更、延長</li> <li>● 知的所有權の抵当登記</li> <li>● 行政処罰</li> <li>● その他公示すべき情報</li> </ul>
公示期限	毎年1月1日から6月30日	上記情報の発生日から20営業日以内

また、国務院令654号及び工商行政管理局令71号では、工商行政管理部門及びその他政府部門は、行政処罰の関連情報(行政処罰決定書及び行政処罰情報等を含む)を、企業情報公示システムを通じて公示しなければならないと定めています。工商行政管理局令71号では、行政処罰情報を対外的に5年間、公示する旨を定めており、企業情報の公示が一段と進められました。

<sup>3</sup> 工商公示情報の詳細は、国務院令 654 号等に規定されている。

## (2) 公示情報に対する信頼性の確保

### ① 抜打ち検査の手法

国務院令 654 号は企業の公示した情報の信頼性を確保するために、企業の公示した情報内容に対する抜打ち検査の実施を定めています。その後、工商行政管理总局令 67 号により、検査手法を更に明確にしています。

抜打ち検査の対象企業は、工商行政管理总局により企業登録番号等に基づいて不作為に抽出されます。また、抜打ち検査には、以下の指向性検査と非指向性検査の 2 種類があります。

- 指向性検査: 工商行政管理部門が企業の類型、経営規模、所属業界、地理区域等の特定条件に基づく不作為抽出を行い、対象企業を確定し、検査を実施するもの
- 非指向性検査: 完全な不作為抽出により対象企業を確定し、検査を実施するもの

工商行政管理总局は各管轄内で 3%以上の企業を抽出し、検査リストを作成しなければならないと定められていますが、この抽出方法において指向性検査と非指向性検査の割合は特段、定められていません。但し、毎年度の年度報告公示終了後に実施する企業情報公示システム検査では 1 回の非指向性検査が実施されます。更に、抜打ち検査により年度報告を適時に公示していない、或いは公示情報を隠匿、粉飾等の事実が判明すれば、工商行政管理总局令 68 号により、処理されます。

### ② 処罰内容

企業が情報を適時に、或いは真実の通りに公示しないなどの場合には、工商行政管理总局令68号に則り、以下の処罰が下されます。

#### ● 経営異常リストへの組入れ:

工商行政管理总局は、以下の状況を有する企業を経営異常リストへ組入れます。

- 提出期限までに年度報告を公示しない場合
- 是正期限までに関連企業情報を公示しない場合
- 公示した企業情報について、真実の状況を隠匿、粉飾した場合
- 登記した住所或いは経営場所を通じて、連絡を取ることができない場合

但し、経営異常リストに組入れられた企業は、公示状況を訂正した後、工商行政管理部門に同リストからの移動を申請することが可能であり、工商行政管理部門は訂正の確認後に同リストからの移動を決定します。

#### ● 重大な違法企業リストへの組入れ

経営異常リストの組入れから3年経過後も企業が公示義務を履行しない場合には、工商行政管理部門は当該企業を重大な違法企業リストに組入れ、企業情報公示システムを通じて対外的に公示します。また、重大な違法企業リストに組入れられた企業の法定代表者や責任者は、3年間、その他企業の法定代表者や責任者への就任が認められません。

- その他の処罰:

また、工商外企字[2014]166号では、企業が経営異常リスト或いは重大な違法企業リストに組入れられ、同時に企業の違法、規定違反行為が存在し、工商行政管理部門が行政処罰をすべき場合には、関連規定に基づき、行政処罰を実施しなければならないと定めています。

### ③ 留意事項

工商行政管理部門は、公示の適時性を遵守しない或いは情報の真実性を担保しない等の違反行為を行う企業を“経営異常リスト”或いは“重大な違法企業リスト”へ組入れますので、企業には正確な公示が求められます。また、当該リストの掲載以外にも、当局により違法、規定違反行為が存在すると判断された場合には、行政処罰が実施される可能性もありますので、注意が必要です。

一方、企業情報公示システムを用いれば、中国全土の企業情報を閲覧することが可能であり、同システムは企業情報の収集に利便性の高いツールとなっています。但し、企業公示情報の真実性、適時性はある程度企業の自主性に委ねられていますので、当該公示内容の真実性が完全に担保されているとは言えず、留意が必要です。

## 2. 年度報告公示制度

改正会社法により、従来の共同年度検査(聯合年検)制度が、年度報告公示制度に変更されています。これに伴い、商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局の5部門宛の2013年度の報告は、2013年4月21日から6月30日を報告期限として「全国外商投資企業年度運営情况ネット上聯合申告及び共有システム」を通じて、既に行われました。一方、工商行政管理局宛の2013年度の報告は企業情報公示システムの整備が遅延していたこともあり、報告期限が未定の状態となっていました<sup>4</sup>。

工商外企字[2014]166号により、2013年度の報告期限が明確化され、2014年10月1日から2015年6月30日の間に、工商行政管理部門へ企業情報公示システムを通じて、当該報告を送付し、公示しなければならない旨が定められました。また、2014年度以降の年度報告の公示については、国务院令654号により、毎年1月1日から6月30日までに企業情報公示システムを通じて、前年度の年度報告を提出し、対外的に公示しなければならないと定められています。これにより、年度報告公示制度の概要は以下の通りとなりました。

---

<sup>4</sup> 5部門向けの年度報告の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.138(2014年5月号)」を参照のこと。

【年度報告公示制度の概要】

提出先の 行政機関	報告システム	報告期限	
		2013 年度	2014 年度以降
外貨管理部門	外貨資本項目 システム	2014 年 5 月 12 日から 8 月 31 日	N/A (旧制度では、 3 月 1 日から 6 月 30 日)
工商行政管理部門	企業情報公示システム	2014 年 10 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日 (但し、自貿区は 2014 年 3 月 1 日から 6 月 30 日)	1 月 1 日から 6 月 30 日 (但し、自貿区公示弁法では 3 月 1 日から 6 月 30 日)
商務部門 財政部門 税務部門 外貨管理部門 統計部門	地方政府、全国外商投資企業 年度運営情况ネット上聯合申 告及び共有システム	2014 年 4 月 21 日から 6 月 30 日	N/A (旧制度では、 3 月 1 日から 6 月 30 日)

なお、年度報告公示に際する監査報告書の要否について、中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と表記)では 2014年3月3日から「自貿区企業年度報告公示弁法(試行)」を施行しています。同弁法では、授權登録資本金が2,000 万元以上、或いは一年間の売上(營業)収入が2,000 万元以上等の自貿区企業に対して、会計士事務所の発行した年度会計監査報告の提出を要求しています。しかし、國務院令654号等では年度会計監査報告に関する条項は含まれていない状況であり<sup>5</sup>、規定の更なる明確化が望まれます。

<sup>5</sup> 「会社法」第 164 条に“会社は、毎会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない”等と定められている他、同主旨の規定が「外資企業法実施細則」、「中外企業法実施条例」等にも定められている。

## 税務情報 Q&A

### Q: 増値税改革の免税措置を受けるための必要書類及び免税措置の適用状況を教えてください ～国家税務総局公告 2014 年第 49 号の施行～

中国企業(現地法人を含む)が非居住者企業に対して、技術コンサルティングサービスなどの増値税改革の対象役務を提供した場合には、「鉄道運送業及び郵政業を増値税の改革試行範囲に組入れることに関する通達」(財税[2013]106号)等により、このようなサービスの輸出取引に対して、原則、免税かゼロ税率が適用される旨が規定されています。

このうち、免税に係る最新の補充規定として、「営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー課税サービスに係る増値税の免税管理弁法(試行)」(国家税務総局公告 2014 年第 49 号、以下“49 号公告”)<sup>6</sup>が 2014 年 10 月 1 日から施行され、従来規定の国家税務総局 2013 年第 52 号公告が廃止されています<sup>7</sup>。

本稿では、49 号公告で規定する免税措置を享受するための必要書類、及び免税措置の適用状況等を説明します。

49 号公告では増値税の徴収が免除されるクロスボーダーサービスが列挙されているほか、主管税務機関に対する免税届出の手続きを行う際の提出資料を定めており、その主要な資料は以下の通りです。

- クロスボーダー課税サービス免税届出表
- クロスボーダーサービス契約書の原本及びコピー
- 海外倉庫での保管サービスや目的物が海外にある有形動産リースサービスなどに該当する場合<sup>8</sup>、そのサービス地が海外にあることの証明資料の原本及びコピー
- 海外へクロスボーダーサービスを提供する場合、サービス受領側の機構所在地が海外にあることの証明資料
- 各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局が要求するその他資料<sup>9</sup>

49 号公告ではクロスボーダーサービス契約書の提出が要求されていますが、契約書原本が外国語である場合、中国語の翻訳文を提出すると共に、法定代表者(責任者)の署名或いは企業公印の押印が求められています。

また、海外の資料で原本を提出できない場合には、コピーのみの提出が認められているものの、コピーが原本と一致している旨の文言を明記し、かつ法定代表者(責任者)の署名、或いは企業公印の押印が要求されます。更に、海外の資料の原本が外国語である場合においても、契約書の場合と同様に、中国語の翻訳文を提出すると共に、法定代表者(責任者)の署名、或いは企業公印の押印が求められます。

<sup>6</sup> 49 号公告における従来規定からの変更点等の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.142 (2014 年 9 月号)」を参照のこと。

<sup>7</sup> ゼロ税率の最新の補充規定として「ゼロ税率を適用する課税サービスの増値税還付(免除)に係る最新の管理弁法」が 2014 年 1 月 1 日から施行されている。

<sup>8</sup> 該当サービスの詳細は、49 号公告第 2 条を参照のこと。

<sup>9</sup> 更に、49 号公告第 2 条で規定する国際或いは香港・マカオ・台湾の運輸業務を提供する場合には、関連業務が実際に発生した証明資料の提出が求められている。

このように、中国企業が免税の適用を受けるための届出書類の準備には、サービスの受益者である非居住者企業に相応の事務負担が要求されるため、留意が必要です。

なお、提出書類の取扱いについて実務運用に地域差が見られます。一例として、「全部事項説明書」の中国語翻訳に全訳を求める地域も有れば、重要箇所のみ翻訳が許容される地域もあります。またコピーへの押印に関しても、中国企業、非居住者企業双方の押印を要求する税務当局もあれば、中国企業のみでも認められる地域があるなど、その対応には違いが見られており、所在地税務当局への事前確認が必要と考えられます。

また、免税適用の場合にはゼロ税率の適用とは異なり、中国企業の売上（輸出）増値税に対応する仕入増値税の控除が認められません。従いまして、49号公告では免税適用の条件として当該サービス収入を単独で計算し、この控除できない仕入税額を正確に計算することが求められています。

このため、実務的には、免税申請に掛かるこれらの事務負担と実際の税負担を比較し、敢えて、免税申請を行わないとの選択も見られています<sup>10</sup>。

次に、免税措置の適用状況ですが、まず、実務運用には地域差が見られており、申請内容が同じであっても、地域により免税享受の可否が分かれる可能性があります。また、同一市内であっても、行政区が違えば、各税務当局で異なる対応が見られるケースもあり、所在地の税務当局の実務運用を慎重に確認する必要があります。

更に、規定上は免税措置が受けられる業種であったとしても、サービス内容により免税適用の難易度も異なる傾向があります。例えば、仕入・販売関連のコンサルティングサービスなどは、実務的には免税適用が容易ではない傾向にあります。

また、実務上の留意点として、技術関連サービスの場合、「技術輸出入契約登記管理弁法」に基づく技術輸出に該当すれば、増値税の免税申請時に“技術輸出契約登記証”の提示が要求されます。当該登記証を取得するためには、契約発行日より60日以内に商務部門に対して契約登記を行う必要があります<sup>11</sup>。従って、増値税の免税手続きの際に当該登記証の取得手続きを始めるのではなく、技術契約の締結時点において、免税享受の是非を検討する必要があると考えられます。

このように、49号公告では免税手続きは明確化されている一方で、届出申請のための事務負担感が生じます。更に、免税適用を享受する為には、事前の調査や準備が求められると共に、実務運用にも留意すべきと考えられます。また、免税適用は、現状においては必ずしも容易ではない状況となっており、注意が必要です。

<sup>10</sup> 免税適用を受けず、サービス貿易に対する輸出増値税が課税される場合、増値税額は非居住者企業が負担するが、値決めにより実質的に中国企業が負担するケースも実務的には見られる。

<sup>11</sup> 但し、ランニングロイヤリティ契約を除く。ランニングロイヤリティは、基準金額が確定した後、60日以内に契約登記手続きを実行する。



## 会計情報

### 中国子会社における法定決算留意事項

#### 1. はじめに

中国では10月初旬の国慶節休暇も終わり、企業各社においても12月末の法定決算の準備にとりかかる時期となりました。今回は、日系企業中国子会社が、この時期に、決算留意事項として事前に準備、検討すべきと思われる事項について解説します。なお、文章中の意見にわたる部分については、執筆者の私見が含まれることをお断りいたします。

#### 2. 当期決算に考慮すべき外的要因、内的要因

まず、2014年において、中国新企業会計準則(以下、「新準則」)が大幅改訂されました(以下、「改訂新準則」)。改訂新準則は2014年7月1日から適用とされていますので、新準則を適用している中国子会社においては、当期から改訂新準則を適用する必要があり、それにより中国法定決算において、従来と会計処理方法に変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

また、この1～2年、中国経済の景気減速が懸念されるとともに、日中関係の悪化が日本からの投資に影を落としている状況が続いており、中国における日系企業にとっては厳しい経営環境が続いています。かかる状況において、中国における日系企業の中には、業績が急激に悪化している会社や、事業採算の悪化を原因として撤退や事業再編等を計画している会社も増えていると想定されます。期末決算に際しては、業績が悪化している子会社、事業再編等を検討している子会社については、後述の通り、特に注意が必要です。

#### 3. 新準則の改訂

「トーマツ チャイナ ニュース Vol.135(2014年2月号)」以降、順次解説の通り、中国の会計基準設定主体である財政部は、2014年になり相次いで5つの改訂具体準則及び3つの新規具体準則を公表しています。これらの準則の改訂・新設は、概ね、近年の国際財務報告基準(IFRS)の改訂にキャッチアップするためのものと言えます。また、これら8つの具体準則に対応する実務指針である「応用指南」についても逐次公表され、既に、改訂新準則「第37号 金融商品の表示」(以下、「改訂37号準則」)をのぞく具体準則の応用指南が公表されています。なお、改訂37号準則の応用指南についても、近日中に公表されると予想されます。

改訂・新設された各具体準則の詳細な内容につきましては、トーマツ チャイナ ニュースのバックナンバーをご参照ください。今回は、期末決算に重要な影響があると予想される点に絞って解説します。

##### (1) 企業会計準則第2号—長期持分投資

企業結合による持分取得時の付随費用の取扱いについて、「企業結合のために生じた監査、法律サービス、評価コンサルティング、仲介手数料等、及びその他の関連する管理費用は、発生時に当期の損益に計上しなければならない」と費用処理が明確化されています。従来、付随費用については取得した持分の取得原価に含めて計上していたケースもあると考えられますので、留意が必要です。

## (2) 企業会計準則第9号—従業員給付

IAS 第 19 号「従業員給付」と同様、短期従業員給付、退職後給付等の会計処理が明示的に規定されました。その中で、特に、有給休暇については、留意が必要です。

改訂 9 号準則では、従業員の有給休暇の取り扱いについて、「有給休暇は、累積型有給休暇と非累積型有給休暇とに分けられる。企業は、将来に享受する有給休暇の権利を増加させる役務を従業員が提供した時、累積有給休暇に関連する従業員給付を認識し、未使用の権利の累積により増加する支払見込み金額をもって測定しなければならない。」とされていますので、翌期に有給休暇の権利を繰り延べることが可能な制度を設けている中国子会社においては、有給休暇引当金の計上の要否を検討する必要があります。

## (3) その他の改訂

各具体準則の改訂の概要は以下の通りです。

改訂新準則	主な改訂内容
第 2 号 長期持分投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年改訂 IAS 第 27 号「個別財務諸表」、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂内容を反映。</li> <li>新準則第 2 号の適用範囲を修正し、子会社、共同支配企業、関連会社の投資を当該準則の適用範囲とし、その他の持分投資に関しては新準則第 22 号「金融商品の認識及び測定」の適用対象と整理。</li> <li>支配、共同支配、重要な影響の獲得時、あるいは、喪失時の会計処理をより詳細に規定。</li> </ul>
第 9 号 従業員給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年改訂 IAS 第 19 号「従業員給付」の内容を大幅に導入。</li> <li>退職後給付に関して、確定拠出制度、確定給付制度のそれぞれについての会計処理、注記が定められ、確定給付制度については数理計算を導入。</li> <li>短期給付に関しては、有給休暇等に関する会計処理を規定化。</li> </ul>
第 30 号 財務諸表の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年改訂 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の内容を反映。</li> <li>「包括利益」「その他の包括利益」の概念を導入し、財務諸表様式に反映。</li> <li>「非継続事業」「売買目的で保有する非流動資産」の概念を導入し、財務諸表様式に反映。</li> </ul>
第 33 号 連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の内容を反映。</li> <li>子会社を判定する「支配」の新概念（パワー、リターン、パワーとリターンのリンク等）を導入。</li> <li>親会社が「投資企業」である場合について、連結財務諸表を作成せず、投資持分は公正価値で評価すること等を規定。</li> <li>外資企業等が強く要望していた「連結財務諸表の作成の免除規定」の導入は見送り。</li> </ul>
第 37 号 金融商品の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS 第 32 号「金融商品 表示」、IFRS 第 7 号「金融商品 開示」の改訂内容を反映。</li> <li>企業自身の資本性金融商品を発行することで決済される契約について、資本に分類するための要件「固定対固定（Fixed for fixed）」等を整理。</li> <li>開示要求を整理し充実。</li> </ul>
第 39 号 公正価値測定 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 13 号「公正価値測定」の内容を反映。</li> <li>公正価値、主要な市場、市場参加者等の定義を整理。</li> <li>評価技法（マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ）、公正価値ヒエラルキー等の概念を導入。</li> </ul>

改訂新準則	主な改訂内容
第 40 号 共同支配の取決め (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の内容を反映。</li> <li>「共同支配」「共同支配事業」「共同支配企業」の定義と、それぞれの分類に対する会計処理について規定。</li> </ul>
第 41 号 他の企業への関与 の開示(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の内容を反映。</li> <li>子会社への関与、非連結の子会社への関与、共同支配の取決め及び関連会社への関与、非連結の組成された企業への関与について、それぞれの開示情報について規定。</li> </ul>

#### 4. その他の留意事項

##### (1) 固定資産の減損

中国子会社の業績が悪化している場合、あるいは事業再編等を検討している場合、当該子会社において固定資産の減損の兆候が生じていないか留意する必要があります。仮に、減損の兆候が生じている場合には、早めに減損損失の測定を実施し、影響額を把握しておくことが望ましいと考えられます。特に以下のような状況が生じている場合には注意が必要です。

- 保有する資産の市場価格が大幅に下落している。
- 経営環境に大きな変化が生じ、会社に著しく不利な影響をもたらす可能性がある。
- 資産の陳腐化、遊休状態が生じている。
- 営業赤字が継続している、あるいは当期の業績が計画を大きく下回っている。

中国子会社において、減損の検討を行う際は、特に次の 2 点について注意が必要です。

- ① 新準則第8号「資産の減損」においては、日本基準(「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会平成14年8月9日))に定められているような、割引前の将来キャッシュ・フローによるテストというステップがありません。したがって、減損の兆候が生じている場合には、直接、割引後の将来キャッシュ・フローを見積もり、これを基に減損損失を測定するため、日本基準より減損損失が発生しやすい基準となっていることに留意する必要があります。なお、このような減損テストのステップは、IAS第36号「資産の減損」と同様のものです。
- ② 減損損失の測定に用いられる割引率について、新準則第8号「資産の減損」において、「割引率は、現在の市場における貨幣の時間的価値及び当該資産固有のリスクを反映させた税引前の利率である。当該割引率は、企業が資産を購入または投資する際に、要求される期待収益率である」と規定されています。当該規定についてもIAS第36号と同趣旨のものと考えられますが、実務上は、中国現地での同種事業、同種資産に対する投資に期待される加重平均資本コスト(WACC)を割引率として採用することが求められると考えられています。したがって、専門家を利用して割引率を算出した結果、人民元の時間的価値や中国における同種事業、同種資産の期待収益率を反映し、日本の親会社が想定しているより高い割引率が算出されるケースが散見されます。割引率が想定より高い場合には、結果として計算された減損損失の金額も予想以上に大きくなる事態が生じうる点に留意が必要です。

## (2) 企業継続性に関する検討

近年のように中国における経営環境が悪化しているような場合、日本の親会社において、中国子会社の採算性が悪化していることを理由として、中国子会社の清算、組織再編等を検討しているケースがあります。

これに関して、改訂 30 号準則「財務諸表の表示」においては、「財務諸表を作成する過程において、企業経営者は、全ての入手可能な情報を利用し、少なくとも報告期間の期末から 12 か月間の企業の継続企業としての存続能力を評価しなければならない」とされています。このように経営者に対して企業継続性についての評価を求める規定は従来からもありましたが、改訂 30 号準則では一層、強調されています。

したがって、法定決算監査において、業績が悪化している会社、撤退・組織再編を検討している会社に関しては、法定監査の会計監査人(中国公認会計士)から、当該中国子会社の事業継続の意思、能力に関して、経営者による説明を求められるケースが予想されます。特に、営業赤字が継続し多額の欠損を抱える会社については、次の 2 点について、会計監査人から要求されるケースがありますので、事前に、会計監査人と協議を進めることが望ましいと考えます。

- ① 中長期経営計画と翌期における資金計画の提示とその内容の説明
- ② 親会社が期末日以降、少なくとも期末から12か月間、当該子会社の財政的支援を行うことを表明した財政支援書(Letter of Financial Support)の提出

## (3) 期末決算・監査日程の確認

中国企業の決算年度は暦年と法定されているため、年明けの1月から3月にかけて年度決算及び会計監査がピークを迎えます。その一方で、中国ではその期間に旧暦正月休暇(春節休暇)があるため、決算・監査日程に影響するケースがあります。2015年の春節は2月19日(木曜日)であり、大部分の中国企業では2月18日(水曜日)から2月24日(火曜日)までが7連休となることが予想されますので、この休暇を考慮した決算日程の策定が必要となります。事前に中国子会社の経理責任者と決算・監査日程について情報交換を行い、親会社の方で子会社の決算の進捗状況を確認することが望ましいと考えます。

以上、中国子会社の年度決算に際し、特に留意すべきと思われる点について言及しました。これらの事項は、年度決算開始後に検討する場合には、期末後に決算数値が大きく変動したり、子会社の決算数値の確定が大幅に遅れる事態を招く可能性もあるため、事前に中国子会社の経理担当者等と協議し、早めの対策を講じることが望ましいと考えます。

### 【中国子会社における法定決算留意事項のポイント】

1. 新企業会計準則の改訂の影響、特に有給休暇引当金の計上の要否の検討を進める。
2. 中国経済の減速等による中国子会社への影響を把握する。特に、次の2点について前倒しの対応を行う。
  - ・固定資産の減損の検討(将来キャッシュフローの見積り、割引率の決定等)
  - ・企業継続性の疑義への対応(将来計画、財政支援書の準備等)
3. 決算日程等について、子会社と具体的な打ち合わせを行う(春節休暇は2月18日～24日と予測される)。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、古谷 純子、西村 美香  
監修: 有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子  
執筆協力: デロイト中国ほか

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟  
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346  
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 永井 綾子

#### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5  
名古屋ダイヤビルディング3号館  
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548  
高橋 寿佳 / 前田 勝己

#### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

#### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085  
林 和彦 / 三好 高志

#### デロイト中国各拠点案内

##### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.  
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003  
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎  
大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

##### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.  
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297  
田中 昭仁

##### 広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,  
510620 P.R.C.  
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119  
前川 邦夫

##### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C  
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338  
滝川 裕介

##### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

##### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

##### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

##### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

##### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998 / Fax: + 853-2871-3033

#### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039  
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁  
谷口 直之(ERS)

#### 税理士法人トーマツ

##### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801  
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

#### デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601  
野村 修一

##### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.  
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218  
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

##### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.  
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

##### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 P.R.C.  
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222  
大塚 武司

##### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597  
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行  
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

##### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: + 86-531-8518-1068

##### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C  
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: + 86-23-6310-6170

##### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: + 86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

##### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: + 86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**